

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

女性活躍推進法に基づく 公共調達に関する取組状況について

令和3年6月16日

内閣府男女共同参画局

公共調達における国・独立行政法人等の取組状況（令和元年度）

○ えるぼし認定・プラチナえるぼし認定等取得企業（ワーク・ライフ・バランス等推進企業）について、女性活躍推進法に基づき、国及び独立行政法人等は、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式及び企画競争）において、加点評価。



○ 法施行（H28.4.1）後、取組が格段に進捗し、国・独立行政法人等を合わせて約2兆1,200億円（加点評価の取組実施調達の規模）まで拡大。

○ 国の機関は、

- ・ 物品役務等の調達については、全26機関のうち18機関が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。
- ・ 公共工事等の調達については、全13機関のうち5機関が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。

各機関ごとの取組実績は、
2～3頁

○ 独立行政法人等は、全177法人のうち136法人が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。

【国の機関における取組の実施実績】

		平成30年度		令和元年度			うち物品役務等		うち公共工事等	
		金額	件数	金額	件数		金額	件数	金額	件数
国	金額	約1兆2,100億円 (32%)		約1兆2,700億円 (32%)		金額	約9,000億円(95%)	約3,700億円(13%)		
	件数	約9,500件 (27%)		約10,200件 (27%)		件数	約9,300件 (67%)	約 900件 (4%)		
独立行政法人等	金額	約6,700億円 (42%)		約8,600億円 (68%)		(注) () 内の数字は、取組対象調達に占める実施済調達の割合であり、取組対象調達には、取組可能調達のほか「取組開始前の長期継続契約に係る調達」及び「個人又は地方公共団体のみを対象とする調達」が含まれる。四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。				
	件数	約6,400件 (55%)		約7,400件 (55%)						
計	金額	約1兆8,700億円		約2兆1,200億円						
	件数	約1万5,900件		約1万7,700件						

「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ」（令和2年12月 内閣府男女共同参画局）

令和元年度 国の各機関における取組実績

：すべての取組可能調達で取組を実施

上段：金額(単位：百万円)、下段：件数(単位：件)

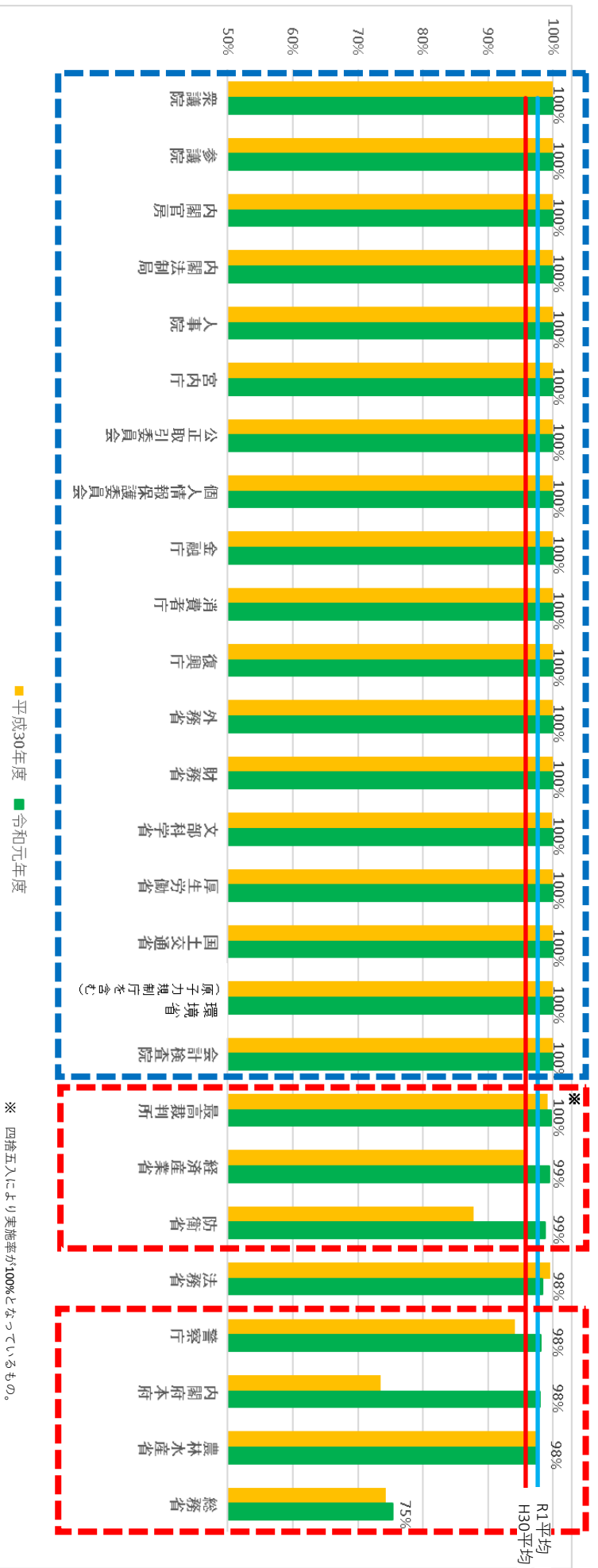
	物品役務等				公共工事等				合計						備考			
	取組対象 調達の規模		うち 取組可能 調達の規模		取組対象 調達の規模		うち 取組可能 調達の規模		取組対象 調達の規模		うち 取組可能 調達の規模		うち 取組可能 調達の規模			実施率		
	A	B	C	C/B	D	E	E/D	A+D	F=B+D	G=C+E	G/F							
衆議院	29,996	29,996	29,996	100%	803	803	100%	30,799	30,799	30,799	100%	100%	29,996	23	23	100%		
参議院	18,557	18,557	18,557	100%	806	0	0%	19,363	19,363	18,557	96%	96%	18,557	9	9	100%	公共工事：令和元年度途中からすべての取組可能調達で取組を実施	
	858	855	853	99%	9,995	266	3%	10,853	10,850	1,118	10%	10%	10,853	29	27	96%	物品役務：建設コンサルタント業務について未実施 公共工事：スケジュールに沿って順次実施中	
最高裁判所	37,687	37,510	36,780	98%	51,209	3,408	7%	88,896	88,718	40,189	45%	45%	88,896	37,687	37,510	98%	物品役務：関係省庁から支出委任を受けた事業が大部分であり、委任元省庁のスケジュールに沿って順次実施していたところ、一部の案件において実施方法を検討していたため未実施 公共工事：関係省庁から支出委任を受けた事業が大部分であり、委任元省庁のスケジュールに沿って順次実施中	
内閣府本府	460	443	418	94%	392	2	1%	852	835	420	50%	50%	852	460	443	94%		
	160	160	160	100%	7,480	132	2%	7,640	7,640	292	4%	4%	7,640	160	160	100%	公共工事：外国籍企業が参加可能な調達について、外国籍企業の状況を適切に把握・評価する体制が十分に整っていないことから実施を見送ったが、令和2年度からは認定相当確認制度などを活用しつつ、実施を検討 スケジュールに沿って順次実施中	
宮内庁	3	3	3	100%	4	2	50%	7	7	5	71%	71%	7	3	3	100%		
	70,118	70,107	68,983	98%	29,759	20,195	68%	99,878	99,866	89,178	89%	89%	99,878	70,118	70,107	98%		
法務省	119	117	111	95%	48	10	21%	167	165	121	73%	73%	167	119	117	95%		
	119,424	119,424	119,424	100%	1,577	1,577	100%	121,001	121,001	121,001	100%	100%	121,001	119,424	119,424	100%		
財務省	161	161	161	100%	12	12	100%	173	173	173	100%	100%	173	161	161	100%		
	48,846	39,452	39,452	100%	59	59	100%	48,905	39,511	39,511	100%	100%	48,905	48,846	39,452	100%		
文部科学省	5,501	1,688	1,688	100%	3	3	100%	5,504	1,691	1,691	100%	100%	5,504	5,501	1,688	100%		
	165,628	165,621	165,621	100%	1,803	1,803	100%	167,431	167,424	167,424	100%	100%	167,431	165,628	165,621	100%		
厚生労働省	954	944	944	100%	17	17	100%	971	961	961	100%	100%	971	954	944	100%		
	70,317	70,317	68,830	98%	197,689	37,249	19%	268,006	268,006	106,080	40%	40%	268,006	70,317	70,317	98%	令和2年度からすべての取組可能調達で取組を実施予定	
農林水産省	1,527	1,527	1,433	94%	3,090	245	8%	4,617	4,617	1,678	36%	36%	4,617	1,527	1,527	94%		
	102,013	102,013	102,013	100%	2,452,456	165,407	7%	2,554,469	2,554,469	267,420	10%	10%	2,554,469	102,013	102,013	100%	公共工事：スケジュールに沿って順次実施中	
国土交通省	1,790	1,790	1,790	100%	19,126	212	1%	20,916	20,916	2,002	10%	10%	20,916	1,790	1,790	100%		
	36,711	36,711	36,711	100%	79,850	79,850	100%	116,561	116,561	116,561	100%	100%	116,561	36,711	36,711	100%		
環境省 <small>(原子力規制庁を含む)</small>	706	706	706	100%	119	119	100%	825	825	825	100%	100%	825	706	706	100%		
	21,855	21,855	21,596	99%	150,034	60,755	40%	171,889	171,889	82,351	48%	48%	171,889	21,855	21,855	99%	令和2年度からすべての取組可能調達で取組を実施予定	
防衛省	161	161	160	99%	745	290	39%	906	906	450	50%	50%	906	161	161	99%		
	10,031	10,031	10,031	100%									10,031	10,031	10,031	100%		
内閣官房	91	91	91	100%									91	91	91	100%		
	9	9	9	100%									9	9	9	100%		
内閣法制局	1	1	1	100%									1	1	1	100%		
	2,103	2,103	2,103	100%									2,103	2,103	2,103	100%		
人事院	16	16	16	100%									16	16	16	100%		
	55	55	55	100%									55	55	55	100%		
公正取引委員会	2	2	2	100%									2	2	2	100%		
	27,536	27,536	27,029	98%									27,536	27,536	27,029	98%	令和2年度からすべての取組可能調達で取組を実施予定	
警察庁	72	72	67	93%									72	72	67	93%		
	1,126	1,126	1,126	100%									1,126	1,126	1,126	100%		
個人情報保護委員会	11	11	11	100%									11	11	11	100%		
	829	829	829	100%									829	829	829	100%		
金融庁	34	34	34	100%									34	34	34	100%		
	468	468	468	100%									468	468	468	100%		
消費者庁	20	20	20	100%									20	20	20	100%		
	2,617	2,617	2,617	100%									2,617	2,617	2,617	100%		
復興庁	62	62	62	100%									62	62	62	100%		
	69,977	69,342	52,289	75%									69,977	69,342	52,289	75%	令和2年度からすべての取組可能調達で取組を実施予定	
総務省	885	809	392	48%									885	809	392	48%		
	7,322	7,322	7,322	100%									7,322	7,322	7,322	100%		
外務省	151	151	151	100%									151	151	151	100%		
	98,021	84,718	84,283	99%									98,021	84,718	84,283	99%	令和2年度からすべての取組可能調達で取組を実施予定	
経済産業省	1,009	981	973	99%									1,009	981	973	99%		
	521	521	521	100%									521	521	521	100%		
会計検査院	7	7	7	100%									7	7	7	100%		
	942,784	919,252	897,658	98%	2,983,520	371,504	12%	3,926,304	3,902,773	1,269,162	33%	33%	3,926,304	942,784	919,252	897,658	98%	
合計	13,804	9,856	9,299	94%	23,738	934	4%	37,542	33,594	10,233	30%	30%	37,542	13,804	9,856	9,299	94%	

該当なし

※ カジノ管理委員会(令和2年1月設立)は、令和元年度の取組対象調達なし。
 ※ 取組対象調達：競争契約のうち総合評価落札方式による調達及び随意契約のうち企画競争方式による調達(環境配慮契約法に基づく自動車の購入・賃貸借を除く。)
 ※ 取組可能調達：取組対象調達から「取組開始前の長期継続契約に係る調達」及び「個人又は地方公共団体のみを対象とする調達」を除いたもの
 ※ 「公共工事等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条に規定する公共工事並びに当該公共工事に係る調査及び設計業務等をいう。
 ※ 「物品役務等」とは、取組対象となる契約から「公共工事等」に係る契約を除いたものをいう。

1 物品役務等

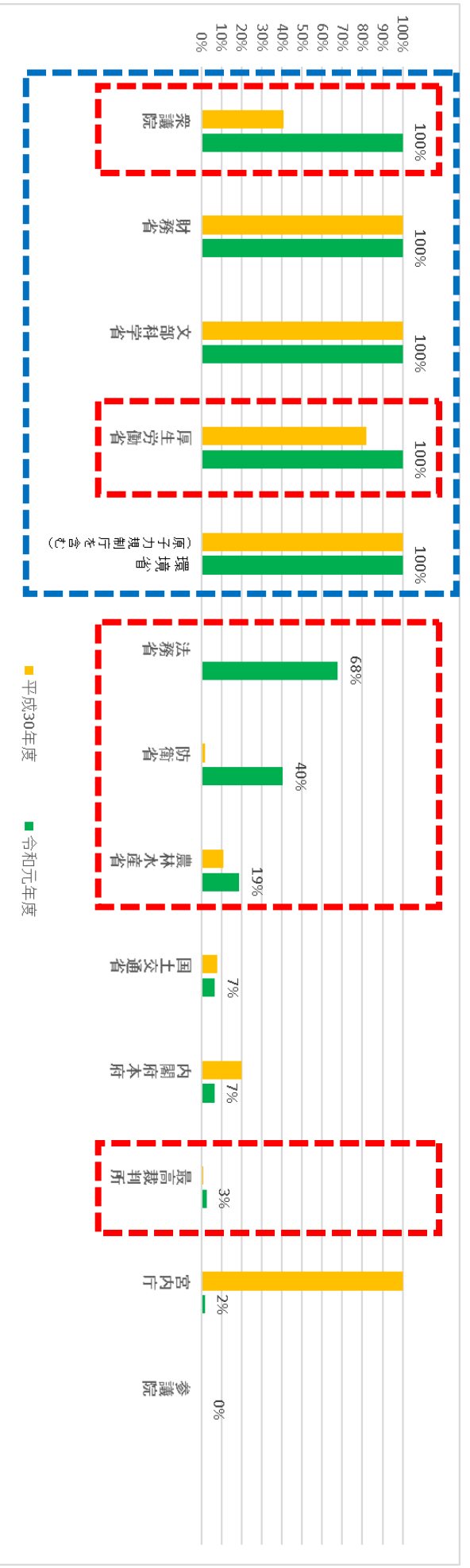
- 令和元年度にすべての取組可能調達において取組を実施したのは、26機関中**青枠**で囲った18機関（平成30年度は15機関）
- 令和元年度の実施率が平成30年度より上昇したのは、**赤枠**で囲った7機関



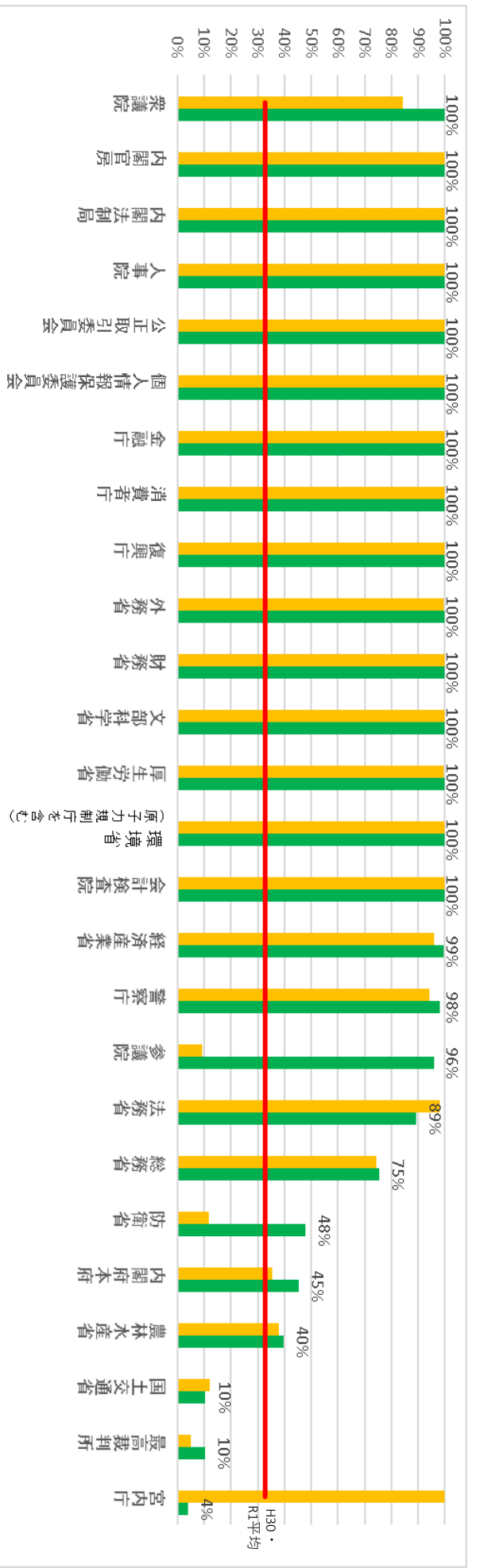
※ 四捨五入により実施率が100%となっているもの。

2 公共工事等

- 令和元年度にすべての取組可能調達において取組を実施したのは、13機関中**青枠**で囲った5機関（平成30年度は4機関）
- 令和元年度の実施率が平成30年度より上昇したのは、**赤枠**で囲った6機関



3 物品役務等 + 公共工事等



※ 各省の数値は、令和元年度のもののみを表記。
 ※ カジノ/管理委員会(令和2年1月設立)は、令和元年度の実組対象調達なし。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（抄）

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 略

○ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針

（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部）（抜粋）

第2 公共調達 1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価 （1）取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定するものとする。

○ 女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領

（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）（抜粋）

第1 公共調達 1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価 （1）取組の対象範囲

取組指針第2の1の（1）に定める「価格以外の要素を評価する調達」は、総合評価落札方式又は企画競争（以下「総合評価落札方式等」という。）による調達とし、これらを対象として取組を行うものとする（ただし、（・・・CO₂排出削減に配慮した自動車調達契約など）個別の調達において、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価することにより、品質の低下、事業の執行への支障等が生じるものを除く。）。

※総合評価落札方式

一般競争入札のうち、価格以外の要素と価格とを総合的に評価し、国にとって最も有利な入札をした者を落札者とする方式

※企画競争方式

随意契約のうち、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方式